

## 第18回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年7月22日(水)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 3番 細谷地 司、 4番 内澤 初蔵、  
5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、  
8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 3番 大久保 広、 5番 寺澤 正幸、  
6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、  
9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男

農地利用最適化推進委員：

2番 木村 正司、 4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男

主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠、

会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第18回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後1時30分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、木村委員、太田委員より、欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。  
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので5番 下谷地敦雄 委員 6番 福田光雄 委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、議案第1号が3件ございます。ページ数は、1ページになります。

番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割の畑になります。面積が、6,403㎡。貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇になります。こちらは、使用貸借による5年間の貸借関係となります。現地確認は、工藤委員と笹山委員をお願いしてございます。

続きまして番号2、畑2筆になります。こちらも、大字〇〇第〇地割、一つが2,473㎡。もう一筆が14,605㎡。こちらの貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇となります。こちらも期間は、5年間。現地確認は、工藤委員と笹山委員をお願いしてございます。番号1と番号2は、いずれも新規就農に係る分の新規での貸借となります。なお、〇〇氏は、軽米町の町単事業の親元就農給付金の対象ということで、今回申請を頂いたところでございます。そのため、受入世帯の所は、1人中の1人ということで、独立しての営農を始めるということになってございます。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割の田んぼ、面積が6,574㎡になります。貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇。親子間での使用貸借の設定となります。こちらは、10年間の設定となります。経営移譲に係る使用貸借の設定となりまして、この他の農地につきましては、4月の総会で同じように使用権の設定を行っている所でございます。今回の田んぼで全て息子さんのほうに利用権を設定するということになります。現地確認は、太田委員と下谷地委員をお願いしてございます。

以上、3件の申請がございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告申し上げたとおりです。現地確認については、番号1と2については、工藤委員と笹山委員に、番号3については、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

工藤委員 報告します。7月15日に笹山委員と2人で現地確認に行ってきました。まず1番ですけれども、位置・周囲の状況についてですけれども、〇〇地区内にあり町道より100m位入った所にあり、周囲は、山林に囲まれていました。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できるかということでしたけれども、親元就農給付金を申請しており、今後農業に取り組む意思があり、効率的に利用できると思込まれます。周辺農地の効率的・総合的な利用に支障がないかということですが、隣接する田や畑もなく支障ないと思われれます。よって、この申請は、許可相当であると考えます。よろしくお願いいたします。

番号2についてですけれども、同じ日に現地確認をしました。位置・周囲の状況についてですけれども、〇〇地区にあり、〇番〇の畑は、南西に町道、北東に山林。〇番〇の畑は、西に林、南に畑、北東が町道のところにありました。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できるかということでしたけれども、先程と同じく、同じ人なので見込まれると思ひます。周辺農地の効率的・総合的な利用に支障がないかということですが、隣接している畑には、ピーマンが植えてありました。譲受人も野菜を植えるということで、支障がないと思われれます。よって、この申請は、許可相当であると考えます。よろしくお願いいたします。

下谷地委員 3番について、報告します。7月18日、太田委員と2人で現地確認に行ってきました。先程事務局から説明があったとおり4月の使用貸借の残りの部分に当たります。位置・周囲の状況として、〇〇地区の〇〇から南のほうに100mの所にあり、周囲の状況は、東側と西側は、田と畑。北側は、〇〇学校。南側は、田と畑となっています。効率的に利用できるかということに対しても、保有している機械や、家族状況、農業経験からも見て、農地を効率的に利用できると思込まれます。周辺農地の農業上の効率的・総合的な利用、地域の調和に支障はないと思われ、よって、この申請は、許可相当であると考えます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

番号3について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長      ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長      以上をもちまして、本日の議事はすて終了いたしました。

( 午後2時37分 閉会 )